

第2次大阪府文化振興計画

大阪文化振興新戦略

～自律と創意が拓く～

「文化自由都市、大阪」

平成22(2010)年3月

大阪府

ごあいさつ ～「文化自由都市、大阪」をめざして～

文化で大阪を輝かせたい、文化で大阪を元気にしたい。

大阪府文化振興条例に定めているように、文化は人々の生きがい及び創造力の源泉であり、その振興は心豊かで潤いのある府民生活の実現、活力あふれる大阪づくりに不可欠なものです。

大阪府では、平成18年3月に策定した「おおさか文化プラン（大阪府文化振興計画）」のもと文化施策を進めてきましたが、現下の厳しい財政状況のもとで、『文化の振興を図る上での行政の役割とは何なのか』『府民に支持される文化行政とはどういうものか』ということが、改めて整理すべき大きな課題となっていました。

「大阪文化振興新戦略（第2次大阪府文化振興計画）」では、文化の主役は府民であることを再確認し、行政が果たすべきは、府民の“自律と創意”が最大限に発揮され、自主的な文化活動が活発に行われるようサポートに努めることとしています。

大阪には、民間が主導し育んできた個性的で多彩な文化資源や誇るべき都市空間があります。豊かな文化的土壌を持つ大阪のポテンシャルを最大限に活かし、有機的に結びつけ、文化の力を大阪全体の活力につなげていきたいと考えています。

「新戦略」がめざす「文化自由都市、大阪」を実現するのは、府民の皆様です。文化振興にたずさわる行政その他の関係者のみならず、できるだけ多くの方に本計画をご一読いただき、その理念が共有されることを期待しています。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました大阪府文化振興会議の委員並びに関係者、府民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

大阪府知事 橋下 徹

目次

ごあいさつ

I	大阪文化振興新戦略について	1
	(1) 策定趣旨と性格	
	(2) 計画期間	
	(3) 計画の構成（全体概要）	
II	理念	3
	-4つの理念-	
III	めざす将来像（目標） 「文化自由都市、大阪」	4
IV	行政の役割	5
V	3本の柱	6
VI	9の戦略	7
VII	指標 ～文化自由都市、大阪をめざして～	17

□（参考）大阪府文化振興条例

□大阪文化振興新戦略の施策・取組み（別添）

I 大阪文化振興新戦略(第2次大阪府文化振興計画)について

(1)策定趣旨と性格

大阪府では、大阪府文化振興条例の制定（平成17年4月施行）により、府が文化振興に取り組む基本姿勢を明確にし、平成18年3月に条例第6条に基づく「おおさか文化プラン（大阪府文化振興計画）」を策定し、平成22年度を目途に施策を進めてきました。

このたび、依然厳しい財政状況のもとで大阪の文化を創造的に飛躍させるため、「おおさか文化プラン」での取り組みの成果と課題を踏まえ、行政の役割をはじめとする今後の大阪の文化振興のあり方を改めて整理し、「大阪文化振興新戦略（第2次大阪府文化振興計画）」のもと新たなスタートを切るものです。

(2)計画期間

この計画では、平成22年度を初年度とする平成24年度までの3年間を計画期間とし、基本となる新たな理念をもとに、概ね5～10年の将来を展望しためざす将来像に向けた取り組みを進めます。

計画の位置付け

○大阪府文化振興条例第6条に定める「文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」

(主な関連法規、計画等)

- ・「文化芸術振興基本法」……………第4条:地方公共団体が自主的かつ主体的に策定する施策
- ・「大阪21世紀の総合計画」……………めざす将来像:人が集い、文化が花開く大阪
- ・「将来ビジョン・大阪」(H20策定)……………戦略目標:ミュージアム都市大阪の関連戦略
- ・「大阪府都市魅力創造戦略」(H21策定)…プロジェクト例:大阪らしい文化の振興

(3) 計画の構成 (全体概要)

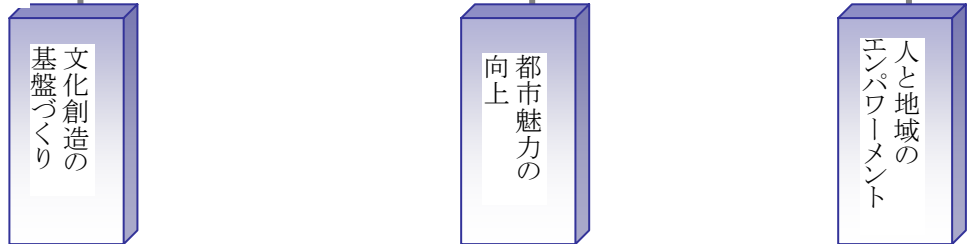
《大阪文化振興新戦略》 (計画期間 平成22年度～平成24年度)

【めざす将来像(目標)】

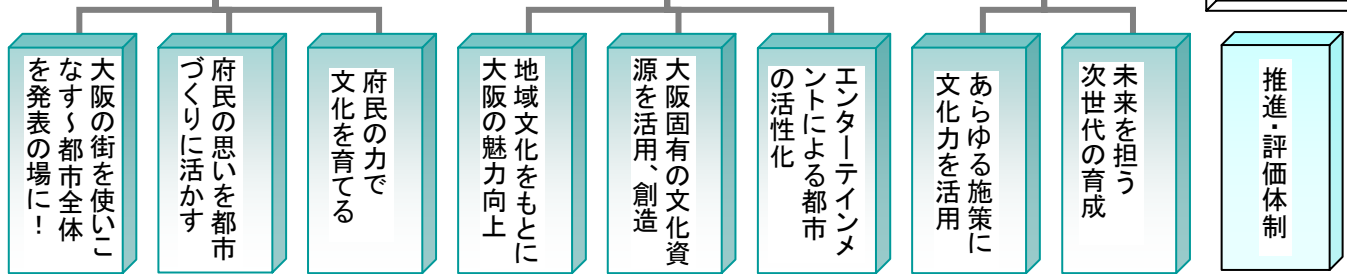
～自律と創意が拓く～

「文化自由都市、大阪」

【3本の柱】
(戦略の方向)



【9の戦略】



4つの理念

- * 今後の文化振興を進めるうえでの基本的な価値観
- * めざす将来像でもある。
- ◇ 社会を支える文化
- ◇ 都市全体に開かれた文化
- ◇ 攻める文化
- ◇ アーティストがめざす都市

行政の役割

- 基本領域
- * 公益性かつ非収益性(=民間が取組むことが困難)
- 視点:
 - ① 行政はサポート役。民間を伸ばす。
 - ② 文化を社会資源として活かす。
- 府は広域的自治体としての役割

Ⅱ 理 念

- 4つの理念 -

- * 大阪文化の振興に向けた新たなスタートを切るにあたり、象徴的な4つのキーワードからなる理念を定めました。
- * 「4つの理念」は、今後、文化振興を進めていく上での計画全体を貫く **“基本的な価値観”** となるものであり、それぞれがめざす将来像でもあります。
- * 「4つの理念」の底流には、“**自律と創意**”～人々の自律の精神、創造する意欲が最大限に発揮されるべき、という考えが流れています。

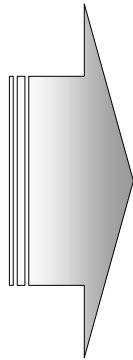
<従来のイメージ>

◆「支えられる文化」

◆「箱の中の文化」

◆「守る文化」

◆「アーティストが去っていく都市」



から

<<4つの理念>>

◇「社会を支える文化」

従来の文化行政は、芸術や文化を保護されるべきものとして主に補助の観点で行うイメージでした。これからは、文化への投資が都市の活性化による経済効果や教育・福祉効果など新たな価値を創造し、社会を支え、経済を牽引するという観点から、文化行政を進めます。

◇「都市全体に開かれた文化」

劇場や美術館の中だけが文化活動の場ではありません。大阪がめざすのは人々が街角を舞台にそれぞれの思いを表現している、そんな自由で開かれた都市です。御堂筋や水の回廊等、大阪の都市(まち)全体で活動・発表ができるよう「場」の提供を進めます。

◇「攻める文化」

今あるものや伝統を守るだけではなく、都市格を向上させる資源としての伝統文化のアピールや文化ベンチャーの斬新な取り組みなど、府民の創造的な挑戦を積極的に受け容れ、攻めの姿勢で新たな文化を育てます。

◇「アーティストがめざす都市」

これまでは大阪で育ったアーティストが、東京や世界で活躍してきました。これからはアジアや全国からクリエイティブな人々(アーティスト、デザイナー、建築家、クリエイター等)がめざしてやって来るような大阪をめざします。

へ

Ⅲ めざす将来像(目標)

-めざす将来像-

～自律と創意が拓く～「文化自由都市、大阪」

4つの理念

◇「社会を支える文化」 ◇「都市全体に開かれた文化」 ◇「攻める文化」 ◇「アーティストがめざす都市」

*この計画がめざす将来の姿は「文化自由都市、大阪」です。

*「文化自由都市、大阪」は「4つの理念」のもと、理念の底流に流れる “自律と創意” の発揮により実現されるものです。

《文化自由都市、大阪のイメージ》

- * 「文化自由都市、大阪」では、人々が街角や公共空間など都市（まち）全体で創造的に活動しています。
- * 「文化自由都市、大阪」には、挑戦を受け容れる自由で開かれた場と機会があります。人々は創造する意欲にあふれ、子どもたちの感性は豊かに育まれ、その瞳は可能性に満ちた将来への夢や希望に輝いています。
- * 「文化自由都市、大阪」では、府民やアーティストなどの創造的活動が、都市に新たな可能性を生み、また、文化を通じた出会い・交流・つながりが人や地域を活性化しています。
- * こうした「文化自由都市、大阪」には、アジアや全国からクリエイティブな人々がめざし、集っています。

IV 行政の役割

多彩な文化活動が、府民、NPO、企業やアーティスト、市町村等により、その担い手として、また支える立場で行われています。大阪の文化振興が総合的かつ効果的に進んでいくためには、それぞれがその役割を果たし、オール大阪で取組むことが必要です。

大阪府は、民間の力を最大限に活かし、府民の自主性、創造性が発揮されるよう、広域的自治体として、次の役割を果たします。

行政活動の基本領域

* 行政は公益性が高いが収益性が低いため民間が取組むことが難しい部分を担います。
他は民間の自主的な活動に委ねるべきですが、行政は民間の自主的な活動について、自律性・経済効果がより高まるよう促します。

文化行政の視点

* 文化は行政が意図的に造り出せるものではありません。大阪府は主役である府民の創造性が発揮され自主的な文化活動が活発に行われるようサポートに努めます。
また、育まれた多彩な文化を貴重な社会資源ととらえ、観光、まちづくり、教育、福祉などあらゆる施策に活用していきます。

広域的自治体としての府の役割

* 大阪府は主に、広域的な視点から行うべき都市文化政策や、文化の創造・活動基盤の整備、市町村や民間に対する情報提供やコーディネートでの役割を担います。

V 3本の柱

～これからの大阪の文化行政が進めるべき方向(戦略の方向)～

○文化行政は、次の3つの観点からとらえることができます。

- ①都市全体を対象としてとらえ、都市魅力や都市格を高め、観光集客、経済活動を活性化する観点から行う「都市文化政策」
- ②一人ひとりの府民を対象としてとらえ、府民が文化を知り・親しみ、活動・鑑賞する機会を保障する観点から行う「府民文化政策」
- ③その基礎となるハード・ソフト両面から文化活動を支える「文化創造の基盤づくり」

○こうした考え方のもと、本計画では、次の3つを戦略の柱に、これからの文化行政を進めていくこととしています。

(戦略3本の柱)

A「文化創造の基盤づくり」・・・多彩な文化の創造基盤、活動基盤をつくる。

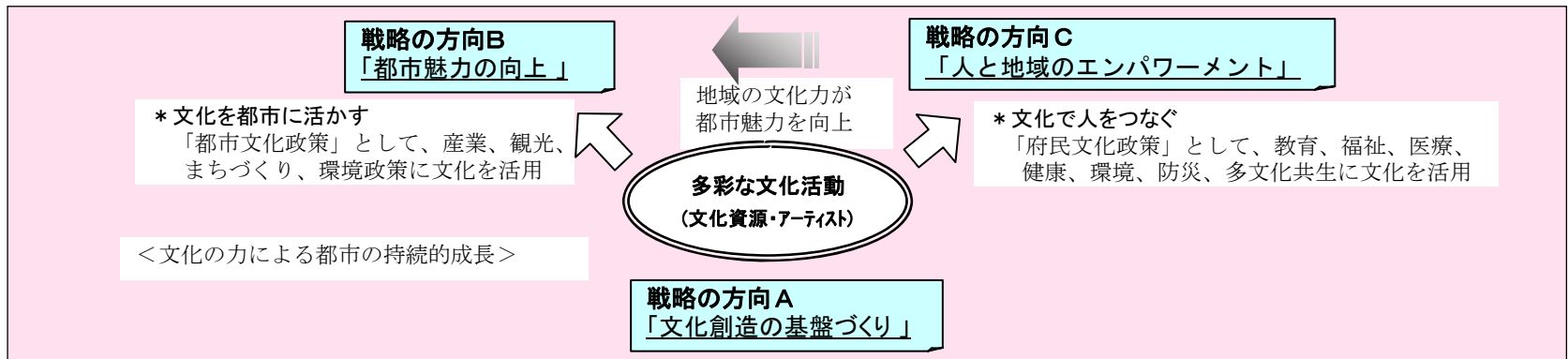
大阪の街が多彩な文化活動で満ちあふれ、彩られるよう、府民やアーティストがそれぞれの思いを表現、発表し、夢の実現や感動が生み出されるような環境・仕組みをつくりまします。

B「都市魅力の向上」・・・多彩な文化を「都市」に活かす。

大阪固有の素晴らしい文化資源や都市空間を、都市魅力・都市格の向上に十分活用し、世界から観光客が訪れるようなエンターテインメント性をもった都市づくりや経済活動の活性化につなげていきます。

C「人と地域のエンパワーメント」・・・多彩な文化で「人」をつなぐ。

誰もが文化に触れ親しみ参加する機会を提供することにより、人々の自主性・創造性を高め、夢や希望にあふれた子どもたちを育みます。また、多彩な文化活動は、地域における人と人とのつながりを再生し、誰もが自分らしさを輝かせ、お互いを尊重し合う豊かな人権文化の創造にもつながるものです。



VI 9の戦略

- 9の戦略 -

“4つの理念” “3本の柱”のもと、府民の自律と創意が最大限発揮される「文化自由都市、大阪」の実現に向け、“9の戦略”を実施します。

【戦略の方向A】「文化創造の基盤づくり」

戦略①「大阪の街を使いこなす」～都市全体を発表の場に！

戦略②「府民の思いを都市づくりに活かす」～官民協働のプラットフォーム

戦略③「府民の力が文化を育てる」～民間の力を最大限に活かす仕組みづくり

【戦略の方向B】「都市魅力の向上」

戦略④「地域文化をもとに大阪の魅力向上」～大阪ミュージアム構想の推進

戦略⑤「大阪固有の文化資源を活用、創造」

戦略⑥「エンターテインメントによる都市の活性化」～ “ひと・モノ・金” を呼び込む

【戦略の方向C】「人と地域のエンパワーメント」

戦略⑦「あらゆる施策に文化力を活用」

戦略⑧「未来を担う次世代の育成」～子どもの心に感動を！

【その他】

戦略⑨「推進・評価体制」

【戦略の方向A】文化創造の基盤づくり

戦略① 「大阪の街を使いこなす」～都市全体を発表の場に！

- 府民の思い、若者の自由な発想を活かし、まだ見ぬ才能がはばたく登竜門として、自由で開かれた競争の場と機会を提供することにより、大阪を「アジアから全国からアーティストがめざす都市」「チャレンジできる都市」としてブランディングすることが重要です。
- そのため、大阪が誇る「水の回廊」「御堂筋」を最大限活用するとともに、府域全域をキャンバスに見立て、府民・アーティストにとって魅力的な、活動・発表の場として提供します。
- また、世界中のアーティストのサクセスストーリーの頂点として、芸術文化にあこがれる子どもたちが夢見る先として、大阪に大規模ホールが必要、との認識のもと、官民の役割分担を明確にし、民間の力を引き出すなど、適切な立地誘導に努めます。

(木津川ウォールペインティング2009)



(水都大阪2009・水辺の文化座会場)

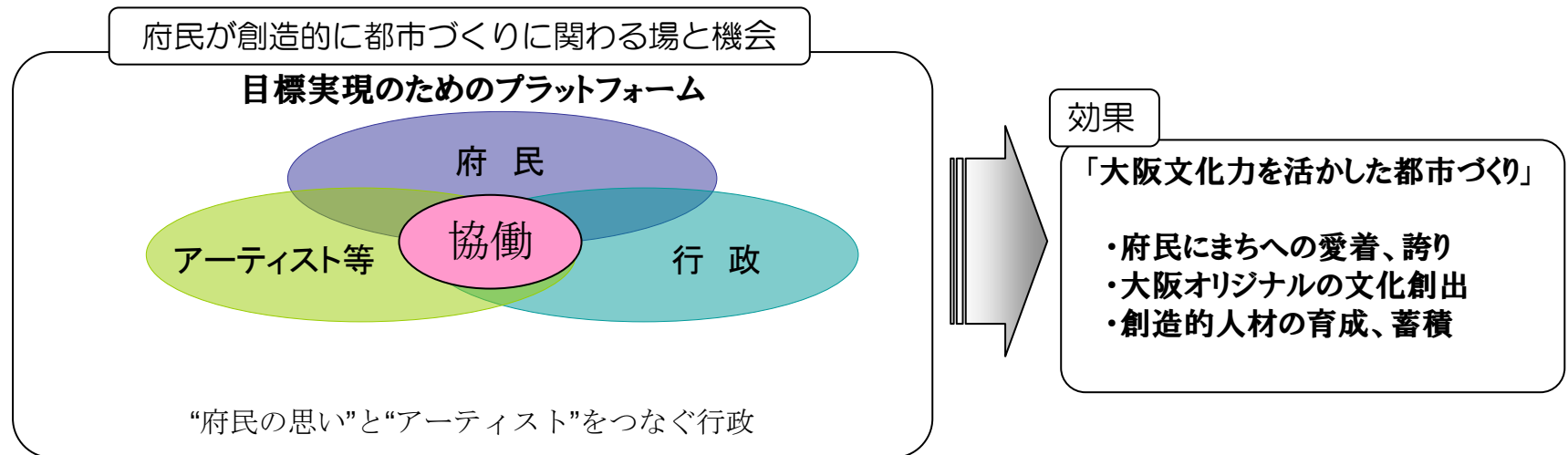


参考 (大阪の大規模多目的ホール)

- ・フェスティバルホール(2,700席)H20.12月休館、H25再オープン予定
- ・厚生年金会館(2,400席)H22.3月末閉館、H23秋に大ホールについては同規模でリニューアルオープンの予定

戦略② 「府民の思いを都市づくりに活かす」～官民協働のプラットフォーム

- 都市の文化度を高めるためには、府民が直接、都市づくりに創造的に参画することが大切です。それによって、府民の都市への愛着・誇りが醸成され、人のつながりが育まれ、都市の新しい可能性が開かれます。
- アーティストやデザイナー、建築家、クリエイターなど、クリエイティブな専門家の力を活用し、府民自身が思いや夢を都市づくりの中で実現させる仕組み（プラットフォーム）が必要です。
- 江之子島アートセンター構想の中で、官民協働のプラットフォームの具体化を図るとともに、規制緩和や部局間連携、市町村との連携などに取り組みます。



戦略③ 「府民の力が文化を育てる」～民間の力を最大限に活かす仕組みづくり

- 府民や企業が持つ文化に対する思いを掘り起こし、府民の力が文化を育てる仕組みづくりが必要です。
このため、文化振興に寄附しやすい環境や制度づくりを進めます。
- 既に、清涼飲料水の自動販売機の売り上げの一部を文化振興基金へ寄附する「メセナ自動販売機」が府内に設置されていますが、今後更なる普及に努めます。
- また、文化振興に関わる公益法人等への寄附金税制上での取組みなど、民間から民間への資金の流れを活発化させる方策を検討します。
- さらに、モデル地域を設定し規制を緩和するなど、斬新で自由な発想が活かされ、新しい文化が生み出されるよう検討を進めます。

(メセナ自動販売機)～みんなで大阪の文化・芸術を応援～



府域設置台数：49台

参考(寄附金税制)

○H20税制改正において個人住民税における寄附金税制が拡充された。

・地方公共団体に対する寄附 ⇒ 「ふるさと納税」の創設

・公益法人等に対する寄附 ⇒ 地方公共団体が条例により指定した寄附金を控除対象とする制度の創設

(例)府が指定した場合:個人府民税×4%、市が指定した場合:個人市民税×6%

※税額控除方式、上限及び適用下限あり

【戦略の方向B】都市魅力の向上

戦略④ 「地域文化をもとに大阪の魅力向上」～大阪ミュージアム構想の推進

- 生活文化・地域文化が生み出す文化力は、21世紀型の経済のベースともなる都市のパワーであり、“生活文化の匂いがするパワフルな大阪” “感性を刺激する大阪” に内外から人が集まってくると考えられます。
- このため、場所性、界限性を重視し、地域の歴史、地理的特徴、街並み、人々の営みなどに根ざした生活文化、地域文化を再認識することにより、府民のわがまちへの愛着・誇りが育まれることが大切です。
- 大阪のまち全体をミュージアムに見立て、大阪の魅力を発掘・再発見し、磨き・際立たせ、結びつけ、内外に発信する「大阪ミュージアム構想」の中で、市町村や民間企業・団体との連携のもと、大阪の魅力向上をさらに進めます。

* 大阪ミュージアム構想

ミュージアム登録件数 1, 169件（平成22年3月）

(浄るりシアター(能勢))



(だんじり祭(岸和田))



戦略⑤ 「大阪固有の文化資源を活用、創造」

- 大阪発祥の文楽などの伝統文化は、都市格を向上させる世界的にも貴重な財産です。
大阪のアイデンティティを磨くためにも、守るのではなく、世界に攻めていくという志をもって、大阪、関西のすばらしい文化をアピールすることが重要です。
- また、世界の主要な都市では、その街が誇りとする芸能に観光客が触れる機会があり、観光資源としても重要な役割を果たしています。
- 大阪、関西で生まれた貴重な文化資源を、府民が誇りに思えるよう、また、観光資源として活かされるよう、外に向かって発信するとともに、その伝統を踏まえたさらなる進化・発展が新たな価値・ブランドを創造し、未来につながっていくよう努めます。

参考（大阪・関西の主な伝統芸能、上方演芸）

<伝統芸能> 雅楽、能・狂言、文楽、歌舞伎、上方舞

<上方演芸> 落語、講談、浪曲、漫才、漫談 など

（文楽：妹背山（雛鳥））



戦略⑥ 「エンターテインメントによる都市の活性化」～ “ひと・モノ・金” を呼び込む

- エンターテインメントは人を元気にし、都市を活性化させる力をもっています。
良質なコンテンツは、都市を一変させる観光資源ともなり、大きな経済効果を生み出します。
- このため、エンターテインメントによる斬新で挑戦的な取り組みや、民間が先導している付加価値の高いプロジェクトを戦略的にサポートし、都市の顔となる地域資源として活かし、大阪の街に、ひと、モノ、金を呼び込みます。

(大阪城ホールでのコンサート)



(コレテオ特設会場)



《参考/都市の顔となっているコンテンツの例》

- ロングラン公演（長期間にわたる連続上演）
：ブロードウェイ（ニューヨーク）「オペラ座の怪人」初演1988年～ など
- ノンバーバル・パフォーマンス（非言語劇）
：セリフがなく、アクションやダンス、音楽等で演じる。セリフがないため、その言語を理解していない外国人でも楽しむことができ、大きな観光資源となりうる。「NANTA」（韓国）など

戦略⑦ 「あらゆる施策に文化力を活用」

●社会のさまざまな課題を解決し、地域を発展させるためには、文化のもつ創造性や、人と人、人と社会をつなぐ力が、新たな原動力として重要な役割を果たすと考えられます。

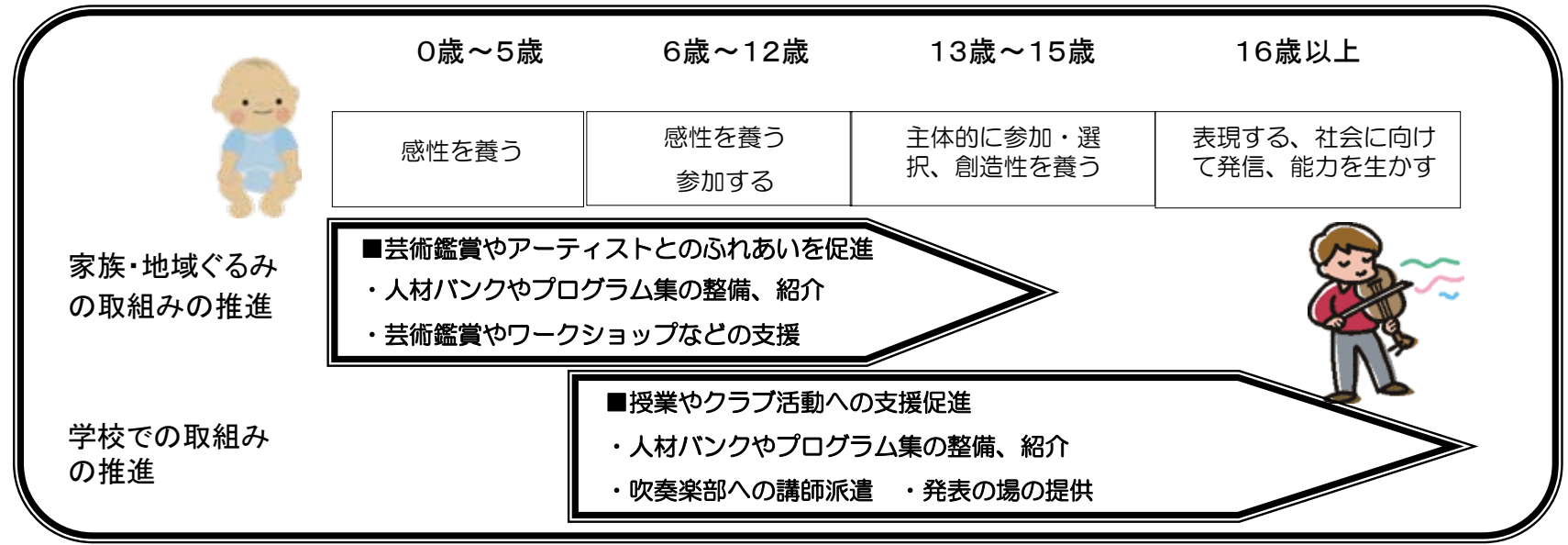
このため、文化の力を教育、福祉、雇用、まちづくりなどの施策に活かすことが求められます。

●府内でも既にアート系NPOやアーティストたちが、地域に根ざしたまちづくりや社会的弱者である人々の自立支援に関わるなど、文化を通じて社会に関わる活動が広がっています。

府のあらゆる施策にこうした文化の力を活用するための仕組みづくりを進めます。

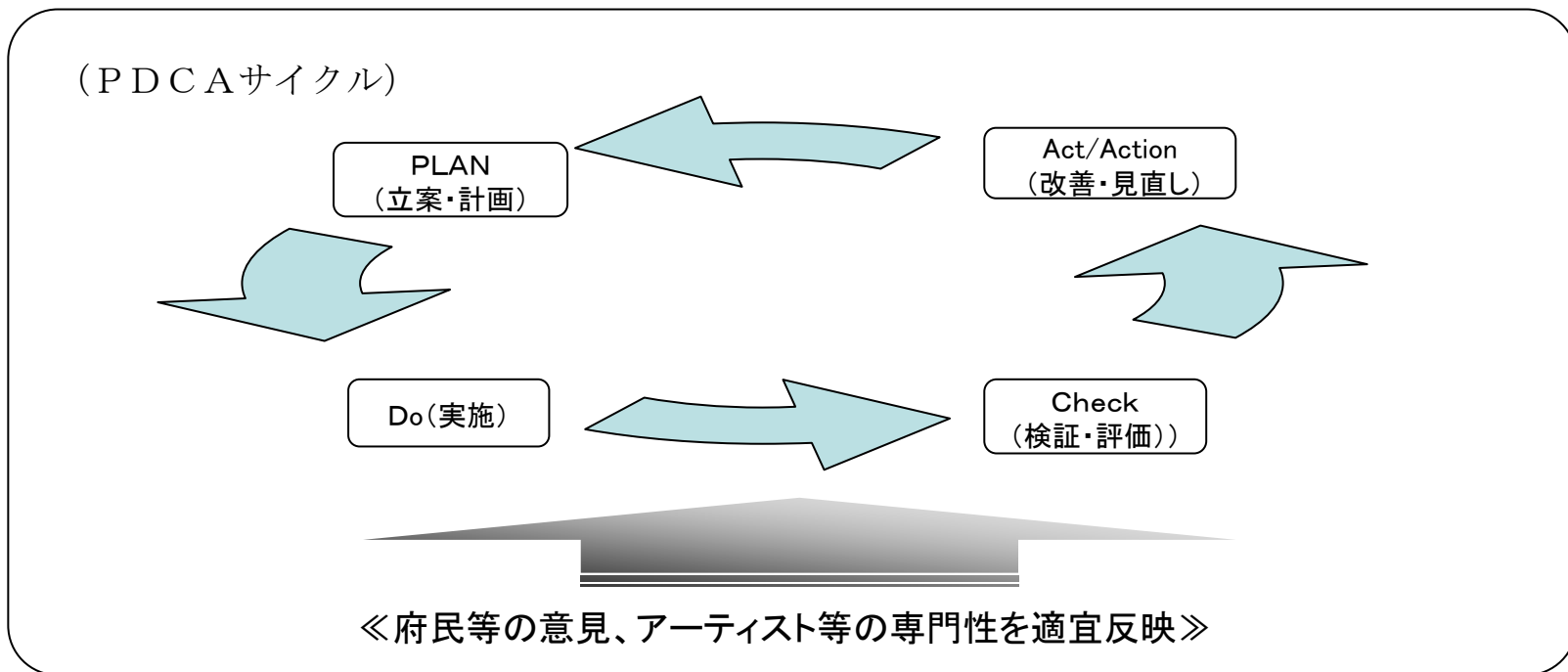
戦略⑧ 「未来を担う次世代の育成」～子どもの心に感動を！

- 文化が子どもを育てます。ハッとするような一流のアーティスト、クリエイティブな人々との出会い、本物に触れた感動、魂を揺さぶる体験が、心の滋養となって、豊かな感性や創造性を育み、自己表現力やコミュニケーション力を高め、将来の夢や希望につながっていきます。
- このため、子どもたちの発達・成長段階にあわせて、文化に親しみ、参加・表現する機会の充実を図ります。
- 特に、できるだけ幼少の時期から文化に親しみ参加する機会を持つことが重要であり、就学前の子どもたちについては、家族ぐるみ、地域ぐるみで取組みを進めることが効果的であるため、地域力再生に向けた取組みと連携しながら、親や地域を巻き込んだ「文化力豊かな地域づくり」を進めていきます。



戦略⑨ 「推進・評価体制」

- 施策・事業を効果的に展開し、戦略①～⑧を戦略的に推進することが必要です。
全庁的な横断体制による十分な連携のもと、「PDCAサイクル」を十分に機能させ、適正な検証・評価による改善・見直しを行っていきます。
- 文化行政にふさわしい「PDCAサイクル」の構築や、府民のニーズやアーティスト等の専門性を反映することができる検証・評価体制の整備について検討します。



VII 指 標 ～文化自由都市、大阪をめざして～

- この計画では、9の戦略を進めることにより、中長期(5～10年間)を展望した将来の姿として「文化自由都市、大阪」の実現をめざしています。
本計画期間である平成24年度に向け、「文化自由都市、大阪」が実現された姿を示すものとして、指標を設定しました。
- 今後、指標の数値目標について達成度等を把握・点検し、府民への公表や大阪府文化振興会議からの意見聴取を行い、施策の改善、見直しにつなげていきます。

【総合指標】

■ 「文化自由都市、大阪」になっていると思う府民の割合 (%)	目標値66% (H24)	* 総合指標は、個別指標の平均値 * 将来的な最終目標値80% (H31目途)
---------------------------------	--------------	--

【個別指標】

項 目	現 状
□大阪が創造性を発揮し、チャレンジすることができる魅力的な都市になっていると思う府民の割合 (%)	本計画策定後に把握
□大阪の都市全体が活動・発表の場になっていると思う府民の割合 (%)	本計画策定後に把握
□将来の夢や目標をもっている子どもの割合 (%)	小学校79.7% (H21) 中学校65.3% (H21) 高 校62.7% (H21)
□大阪が文化的に愛着・誇りを持てる都市であると思う府民の割合 (%)	本計画策定後に把握
□自分で住んでいる地域に愛着を感じている府民の割合 (%)	71.4% (H21)
□大阪が楽しいまちだと思っている人の割合 (%)	44.5% (H21)

(目次)
前文
第一章 総則(第一条—第五条)
第二章 文化振興計画(第六条)
第三章 大阪府文化振興会議への諮問等(第七条・第八条)
第四章 文化の振興に関する施策(第九条—第二十七条)
附則

文化は、人類の英知の積重ねにより生み出される貴重な財産であり、先人が培ってきた文化を継承し、発展させるとともに、多様な文化を受容しながら、新たな文化を創造し次世代へと引き継いでいくことは、私たちの願いであり、責務である。

大阪は、いにしえより、難波の宮の時代を経て現代に至るまで、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化の交流のための表玄関として、わが国の文化の形成に極めて重要な役割を果たすとともに、多様な文化を積極的に受け入れることにより、上方文化をはじめとする独自の文化を育み、府民はこれを誇りとしてきた。

少子高齢社会の到来や価値観の多様化に伴い、社会の構造が大きく変化している中で、人々の個性、心の豊かさ、人と人とのきずなやお互いの人権を大切にす地域社会づくりが必要である。また、国際化や情報化が急速に進展する中、魅力と存在感のある都市づくりが必要である。

このためには、文化の力により、人々の感性や表現力を高め、社会参加や交流を促すとともに、創造力豊かな人材を育成していかななければならない。さらに、まちを魅力的でにぎわいのあるものとするために、新たな文化や産業が次々と生まれるような創造的活動が活発に行われる土壌づくりを行うとともに、世界に向けての情報の発信力を持たなければならない。

ここに、だれもが生きがいをもって幸せに暮らすことができ、活力あふれる大阪づくりに向けて、府、府民及び事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化が人々の生きがい及び創造力の源泉であることにかんがみ、文化の振興に関し、基本理念を定め、府の責務並びに府民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に、文化の振興を推進し、もって心豊かで潤いのある府民生活を実現し、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、これを享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、府民が等しく、文化を身近なものとして感じ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、府民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の自主的かつ主体的な活動が、文化を創造し、保存し、及び継承していくための原動力となることにかんがみ、これらの人々の活動を支援するとともに、大阪の文化を担う人材の育成が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、過去から培われてきた大阪の文化が、府民の財産として将采にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、大阪の歴史及び伝統についての理解を深めるとともに、国内外の多様な文化及び人々の価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。

条例－2

6 文化の振興に当たっては、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者並びに観光旅客等の幅広い意見が反映されるよう配慮されなければならない。

7 文化の振興に当たっては、大阪の文化が関西における各地域の文化とともに発展してきた歴史及び地理的条件を踏まえ、当該地域の他の地方公共団体との連携が図られなければならない。

(府の責務)

第三条 府は、文化の振興に関する施策を策定し、国、他の地方公共団体、事業者及び府民と協力して、これを実施する責務を有する。

2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が文化の振興に関する施策を実施しようとする場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

(府民の役割)

第四条 府民は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、自主的かつ主体的に文化を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

第二章 文化振興計画

(計画の策定)

第六条 知事は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「文化振興計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、文化振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

第三章 大阪府文化振興会議への諮問等

(大阪府文化振興会議への諮問)

第七条 知事は、あらかじめ、次に掲げる事項に関して、大阪府文化振興会議に諮問し、その意見を聴かなければならない。

一 文化振興計画の策定及び変更に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要な施策に関すること。

(府民等の意見の施策等への反映)

第八条 知事は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等の意見を文化の振興に関する施策の策定等又は事業の実施等に反映させるため必要があるときは、これらの者に対して、当該施策の策定等又は事業の実施等への参加及びこれらに関する意見を求めることができる。

第四章 文化の振興に関する施策

(芸術の振興)

第九条 府は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。)その他の芸術の振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統芸能の保存等)

第十条 府は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の伝統的な芸能の保存、継承及び発展が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(上方演芸の保存及び振興)

第十一条 府は、上方演芸(大阪等で独自に発展してきた落語、講談、浪曲、漫才、漫談その他の演芸をいう。)の保存及び振興のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化等の振興)

第十二条 府は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、地域文化(祭り、言葉、食文化その他の地域に係る文化をいう。)及び国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ文化の振興)

第十三条 府は、スポーツが、人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流等を促進する文化的な役割を果たしていることにかんがみ、府民がスポーツに親しみ、楽しむことができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学術文化の振興)

第十四条 府は、学術が文化の振興の基盤をなすことにかんがみ、学術の研究の振興に努めるものとする。

(文化財の保存等)

第十五条 府は、有形又は無形の文化財が適切に保存され、継承され、及び活用されるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都市の景観等の活用等)

第十六条 府は、風格ある都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことにかんがみ、府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造及び保全を図るとともに、これらを活用するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(府民等の文化活動の充実)

第十七条 府は、府民並びに府外から通勤及び通学をする者等が文化を鑑賞し、これを体験し、又はこれを創造する活動に参加する機会及び場の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第十八条 府は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、文化に親しみ、自主的な活動が活発に行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもの文化活動の充実)

第十九条 府は、子どもが行う文化活動の充実を図るため、その心身の発達に応じた文化活動を行うことができるような環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育等における文化活動の促進)

第二十条 府は、学校教育、生涯学習その他の学習の機会における文化活動を通じて、府民が文化に対する理解を深め、豊かな感性を育むことができるよう努めるものとする。

(人材等の育成)

第二十一条 府は、文化活動を担う人材及び団体の育成のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体による文化支援活動との連携等)

第二十二条 府は、民間企業、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体による文化に対する支援活動との連携及び当該活動に対する支援に努めるものとする。

(文化の創造等に資する産業との連携)

第二十三条 府は、映像に係る産業、音楽に係る産業、放送業、出版業その他文化の創造等に資する産業との連携により文化の振興に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第二十四条 府は、府民、事業者並びに府外から通勤及び通学をする者等の文化活動の推進に資するため、文化に関する情報を収集し、これを提供するように努めるものとする。

条例－4

(観光旅客等の来訪及び文化交流の促進)

第二十五条 府は、国内外の地域からの観光旅客等の来訪及びこれらの地域との間の文化交流を促進するため、大阪における文化活動及び文化資源に関する情報を国内外に向けて発信することその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰の実施)

第二十六条 府は、文化活動で顕著な成果を収めた者又は文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 府は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

2 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号の表大阪府男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

大阪府文化振興会議 大阪府文化振興条例(平成十七年大阪府条例第十号)第七条各号に掲げる事項についての調査審議に関する事務